

# 第 4 3 0 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 3 . 2 . 1 4 提 案 分

区 分		議 案 名															
議 案 (54件)	予 算 案 (20件)	1 平成 2 2 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 8 号 )															
	2 平成 2 2 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 9 号 )																
	3 平成 2 3 年度 島 根 県 一 般 会 計 予 算																
	4 ～ 1 5	平成 2 3 年度 島 根 県 総 務 事 務 集 中 処 理 特 別 会 計 予 算 外 1 1 特 別 会 計 予 算  <table border="1" style="width: 100%; text-align: left; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">4 総務事務集中処理</td> <td style="width: 33%;">5 公債管理</td> <td style="width: 33%;">6 証紙</td> </tr> <tr> <td>7 市町村振興資金</td> <td>8 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 母子寡婦福祉資金</td> <td>10 農林漁業改善資金</td> <td>11 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td>12 中海水中貯木場</td> <td>13 臨港地域整備</td> <td>14 流域下水道</td> </tr> <tr> <td>15 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	4 総務事務集中処理	5 公債管理	6 証紙	7 市町村振興資金	8 あさひ社会復帰促進センター診療所		9 母子寡婦福祉資金	10 農林漁業改善資金	11 中小企業近代化資金	12 中海水中貯木場	13 臨港地域整備	14 流域下水道	15 県営住宅		
	4 総務事務集中処理	5 公債管理	6 証紙														
7 市町村振興資金	8 あさひ社会復帰促進センター診療所																
9 母子寡婦福祉資金	10 農林漁業改善資金	11 中小企業近代化資金															
12 中海水中貯木場	13 臨港地域整備	14 流域下水道															
15 県営住宅																	
1 6 ～ 2 0	平成 2 3 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算  <table border="1" style="width: 100%; text-align: left; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>16 病院</td> <td>17 電気</td> <td>18 工業用水道</td> <td>19 水道</td> <td>20 宅地造成</td> </tr> </table>	16 病院	17 電気	18 工業用水道	19 水道	20 宅地造成											
16 病院	17 電気	18 工業用水道	19 水道	20 宅地造成													
条 例 案 (21件)	2 1	<p><b>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</b>                  専修学校進学者特別支援資金及び看護学生修学資金の見直しに伴い、これらの返還債務の免除に関する事項について所要の改正</p> <p>①専修学校進学者特別支援資金                  貸付対象者に平成22年度中に高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成23年度中に専修学校（専門課程に限る）に入学する者を追加</p> <p>②看護学生修学資金                  県外の看護師養成施設（通信制の課程を除く）に在学する者で、看護学生特別資金の貸付けを受けるものについて、返還債務の全額免除の条件である医療施設等における業務従事の期間を5年間から3年間に変更</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日                  ただし①については平成23年4月1日</p>															
	2 2	<p><b>島根県公文書等の管理に関する条例</b>                  県政の適正かつ効率的な運営を図るとともに、県等の諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにするため、公文書等の管理に関する基本的事項を規定</p> <p>①公文書センターの設置                  ②公文書の管理                  ③特定歴史公文書等の利用                  ④情報公開条例等の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日                  ただし、③及び④のうち③に係る部分については規則で定める日</p>															

区 分	議案No	議 案 名																															
条例案 つづき	23	<p><b>島根県情報公開条例の一部を改正する条例</b>            情報公開を推進するため、公文書の公開を請求できるものに係る制限を撤廃することについて所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書の公開を請求できるものについて、「県内に住所を有する者」等とする制限を撤廃</li> <li>・任意公開申出制度の廃止</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>																															
	24	<p><b>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b>            人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、獣医学に関する専門的知識を必要とする人材の確保を図るため、初任給の水準の改善について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額の限度額の改正</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 772 1326 887"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給期間</td> <td>採用の日から7年以内</td> <td>採用の日から9年以内</td> </tr> <tr> <td>支給月額の限度額</td> <td>14,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>		改正前	改正後	支給期間	採用の日から7年以内	採用の日から9年以内	支給月額の限度額	14,000円	45,000円																						
		改正前	改正後																														
	支給期間	採用の日から7年以内	採用の日から9年以内																														
	支給月額の限度額	14,000円	45,000円																														
25	<p><b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b>            人事委員会の勧告を受けて、主幹教諭の給料表等を定めること、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、県立学校の教育職員の手当の改定について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表に特2級として主幹教諭の職務の級を設置</li> <li>・義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正 11,700円→8,000円</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>																																
26	<p><b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b>            人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、市町村立学校の教育職員の手当の改定について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正 11,700円→8,000円</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>																																
27	<p><b>非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例</b>            一部の行政委員会の委員の報酬を日額で支給することとするための所要の改正</p> <table border="1" data-bbox="491 1630 1385 1968"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 170,000円</td> <td>日額 38,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>月額 135,000円</td> <td>日額 32,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収用委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 104,000円</td> <td>日額 38,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>月額 84,000円</td> <td>日額 32,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海区漁業調整委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 60,000円</td> <td>日額 38,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>月額 53,000円</td> <td>日額 32,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内水面漁場管理委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 38,000円</td> <td>日額 38,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>月額 35,000円</td> <td>日額 32,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	区 分		改正前	改正後	選挙管理委員会	委員長	月額 170,000円	日額 38,400円	その他の委員	月額 135,000円	日額 32,000円	収用委員会	会長	月額 104,000円	日額 38,400円	その他の委員	月額 84,000円	日額 32,000円	海区漁業調整委員会	会長	月額 60,000円	日額 38,400円	その他の委員	月額 53,000円	日額 32,000円	内水面漁場管理委員会	会長	月額 38,000円	日額 38,400円	その他の委員	月額 35,000円	日額 32,000円
区 分		改正前	改正後																														
選挙管理委員会	委員長	月額 170,000円	日額 38,400円																														
	その他の委員	月額 135,000円	日額 32,000円																														
収用委員会	会長	月額 104,000円	日額 38,400円																														
	その他の委員	月額 84,000円	日額 32,000円																														
海区漁業調整委員会	会長	月額 60,000円	日額 38,400円																														
	その他の委員	月額 53,000円	日額 32,000円																														
内水面漁場管理委員会	会長	月額 38,000円	日額 38,400円																														
	その他の委員	月額 35,000円	日額 32,000円																														

区分		議案No	議案名
条例案 つづき	28	<p><b>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b>  社会情勢の変動等に伴い、特殊勤務手当の支給要件、金額等について所要の改正</p> <p>①手当の廃止 計量検査業務従事手当  ②手当の支給対象の改正 特殊環境施設業務従事手当  狂犬病予防作業等従事手当  防疫作業等従事手当  環境衛生検査業務従事手当  冬期海上等作業従事手当</p> <p>③手当額の改正 税務特別手当  用地等交渉手当  精神保健業務手当</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	
	29	<p><b>地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b>  社会情勢の変動等に伴い、特殊勤務手当の支給要件について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体取扱手当の支給対象に司法解剖以外の解剖の補助作業又は立会いの作業を追加</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	
	30	<p><b>島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例</b>  社会福祉法人島根県社会福祉事業団に対する県の出資割合が低下したこと等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営評価の対象法人から社会福祉法人島根県社会福祉事業団を除外</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	
	31	<p><b>島根県特別会計条例の一部を改正する条例</b>  事務処理の集中化による予算執行の効率化を図るため、及び農業改良資金助成法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県総務事務集中処理特別会計の設置</li> <li>・農業改良資金助成法等の改正に伴い、島根県農林漁業改善資金特別会計を条例設置に変更</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	
	32	<p><b>島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例</b>  廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引用する条項の整理</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	
	33	<p><b>島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例</b>  オンラインを利用して申請、届出その他の手続等を行うことのできる機関を追加するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会及び県が設立した地方独立行政法人（公立大学法人島根県立大学）の追加</li> <li>・その他規定の整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	

区 分	議 案 名													
	議案No													
条例案 つづき	34	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校教育職員 1,638人 → 1,627人</li> <li>・ 高等学校事務職員等 196人 → 195人</li> <li>・ 特別支援学校教育職員 957人 → 934人</li> <li>・ 特別支援学校事務職員等 81人 → 80人</li> <li>・ 小学校及び中学校教育職員 5,280人 → 5,277人</li> <li>・ 小学校及び中学校事務職員等 365人 → 361人</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>												
	35	<p>島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>業務の効率化が図られたこと、及び斐伊川水道建設事業の完了等に伴う職員定数の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員定数：93人→83人</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>												
	36	<p>県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立の高等学校及び特別支援学校に主幹教諭を配置することに伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>												
	37	<p>島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例</p> <p>島根県立青少年の家に研修室を設置することに伴う使用料の新設</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>												
	38	<p>島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>島根県農業技術センター加工研究部と島根県産業技術センター浜田技術センターを統合することに伴う食品に関する分析等に係る手数料の廃止</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>												
	39	<p>島根県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う手数料の新設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>新設する手数料</th> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定に係る手数料</td> <td>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定を受けようとする者</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新を受けようとする者</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定に係る手数料</td> <td>熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定を受けようとする者</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新を受けようとする者</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成23年4月1日</p>	新設する手数料	手数料を納めなければならない者	手数料の額	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定に係る手数料	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定を受けようとする者	33,000円	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新を受けようとする者	20,000円	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定に係る手数料	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定を受けようとする者	33,000円	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新を受けようとする者
新設する手数料	手数料を納めなければならない者	手数料の額												
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定に係る手数料	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定を受けようとする者	33,000円												
	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新を受けようとする者	20,000円												
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定に係る手数料	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定を受けようとする者	33,000円												
	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新を受けようとする者	20,000円												

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	40	島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例 尾原ダムの周辺地域において、スポーツを中心とした交流を促進することにより地域の活性化を図るための「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設」の設置及び管理について必要な事項を規定 ①施設内容 自転車競技施設及びボート競技施設 ②施設等を使用する者の許可手続 ③自転車競技施設及びボート競技施設に係る使用料 など 施行日：平成23年5月15日 (ボート競技施設に係る部分は規則で定める日)	
	41	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 県営住宅の新設に伴う所要の改正 ・南廻山団地(八束郡東出雲町)の追加 ・松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正 施行日：規則で定める日	
一 般 事件案 (13件)	42	包括外部監査契約の締結について 平成23年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：16,247,000円を上限 ・契約の相手方：池田明(公認会計士)	
	43	財産の処分について 元川本警察署久座仁東職員宿舍 ・処分財産：(土 地) 宅 地：1,025.59㎡ (建 物) 居 宅：鉄筋コンクリート造3階建 690.69㎡ (付属建物) ポンプ室：コンクリートブロック造平家建 4.39㎡ 物 置：軽量鉄骨造平家建 43.54㎡ ・処分方法：売却(随意契約) ・処分金額：7,079,400円 ・処分の相手方：川本町	
	44	公平委員会の事務の受託の廃止について 関係団体：公立雲南総合病院組合、雲南環境衛生組合、雲南消防組合 廃止年月日：平成23年3月31日	
	45	民事調停の申立てについて 糸谷川砂防えん堤しゅんせつ工事費の費用負担を求める民事調停の申立て ・糸谷川砂防えん堤内に堆積している汚泥について、有限会社いわみファームから流出した汚水由来である可能性が極めて高いことから、同社に対し、県が行うしゅんせつ工事に係る費用負担を求めるもの	
46	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項		

区 分	議 案 名	
	議案No	
一 般 事件案 つづき	47	<p>宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市町負担について 下水道法に基づく東部処理区の負担額（3市町：平成23年度～25年度） 流入水量1立方メートルにつき61.93円で算出した額 根拠法：下水道法第31条の2第1項</p>
	48	<p>権利の放棄について 中小企業高度化資金貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：協同組合ショッピングセンターサンライン ・放棄する権利の内容：金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金の未償還額及びこれに係る る附帯債務の請求権</p>
	49	<p>訴えの提起について 工作物撤去及び土地明渡し請求等事件 ・浜田漁港内において工作物の設置許可終了後も工作物を撤去しなかった法人及びその工 作物を法人から譲り受け許可なく占有している個人を相手方として、工作物の撤去及び 土地明渡し及び、明渡しに至るまでの占有料相当の損害金の支払を求めるもの</p>
	50	<p>契約の締結について 一般国道375号湯抱バイパス社会資本整備総合 交付金（改良）杉ヶ市トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,443,750,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して630日目に当たる日 契約の相手方：今井産業・豊洋・堀工務店特別共同企業体 施工場所：邑智郡美郷町湯抱地内</p>
	51	<p>契約の締結について 主要地方道浜田作木線雪田工区社会資本整備総合 交付金（改良）伏谷トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：591,150,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して360日目に当たる日 契約の相手方：今井産業・トガノ建設特別共同企業体 施工場所：邑智郡邑南町伏谷地内</p>
	52	<p>契約の締結について 一般国道488号長沢バイパス社会資本整備総合 交付金（改良）（仮称）長沢2号トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：2,108,400,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して945日目に当たる日 契約の相手方：大畑建設・原工務所・祥洋建設特別共同企業体 施工場所：益田市長沢町地内</p>
	53	<p>契約の締結について 一般県道柿木津和野停車場線中座工区社会資本整 備総合交付金（改良）事業に伴うJR山口線船平 山・津和野間59K867M付近跨線橋新設工事 契約の方法：随意契約 契約金額：585,738,000円 工期：平成26年3月末日 契約の相手方：西日本旅客鉄道株式会社</p>

区 分		議案No	議 案 名
	一 般 事件案 つづき	54	<p>変更契約の締結について 主要地方道西郷都万郡線大津久工区特改（改良） （仮称）大津久トンネル工事</p> <p>変更契約金額：719,731,950円（31,981,950円増額） 工期：平成23年3月31日 契約の相手方：徳畑建設・トガノ建設特別共同企業体 施工場所：隠岐の島町都万地内</p>
報 告 （4件）	報告1	専決処分事件の報告について（権利の放棄） 1件	<p>請負契約の解除に伴う前払金返還利息に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：坂根土建株式会社</p>
	報告2	<p>専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道485号（松江第五大橋道路）改築（改良）工事大橋川工区大橋川橋梁上部工 1,679,813,100円（854,700円増額）</li> <li>・一般県道大野魚瀬恵曇線鎌田工区地方道路交付金（改良）（仮称）鎌田トンネル工事 1,497,889,050円（2,228,100円増額）</li> <li>・国道485号（松江第五大橋道路）改築（改良）工事東津田工区東津田第5高架橋外3橋 上部工 1,025,592,750円（18,642,750円増額）</li> <li>・一般国道485号（松江第五大橋道路）道路改築（改良）事業及び都市計画道路3・6・77号 東津田中央線都市計画道路事業に伴う山陰線東松江・松江間350K649m付近第5大橋跨線 橋外1新設工事 633,611,000円（23,561,000円増額）</li> </ul>	
	報告3	<p>専決処分事件の報告について（損害賠償） 18件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故 13件 賠償額合計 2,455,063円</li> <li>・落石事故等 5件 賠償額合計 987,551円</li> </ul>	
	報告4	<p>専決処分事件の報告について（訴えの提起） 1件</p> <p>県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者1名</p>	